

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和5年11月30日

奈良県立奈良商工高等学校  
学校長 長谷川 智

第1 競争入札に付する調達の内容

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 入札物件        | 奈良県立奈良商工高等学校 樹木伐採撤去業務委託               |
| 2 入札物件の数量及び特質 | 樹木の伐採・剪定・搬出・処分<br>詳細は仕様書によります。        |
| 3 契約期間        | 契約締結日から令和6年3月29日（金）                   |
| 4 業務場所        | 奈良県奈良市柏木町248 奈良商工高等学校敷地内              |
| 5 落札者の決定方法    | 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 |
| 6 入札保証金       | 奈良県契約規則第4条の規定によります。                   |
| 7 契約保証金       | 奈良県契約規則第19条の規定によります。                  |
| 8 前払金         | 請求不可                                  |

第2 入札方法

- 1 郵便による入札とします。（書留郵便に限ります。）
- 2 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、「造園」に登録をしている者であること。
- 3 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- 4 造園工事業について、特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。
- 5 本店が奈良土木事務所管内にあること。
- 6 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

第4 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第5の3で示す期日までに、入札参加申込書（洋式S0）を提出してください。また、入札保証金免除を希望する場合は入札保証金免除申請書及び添付書類を提出してください。（持参または郵送。郵送の場合、書留郵便に限る。）

第5 入札日程

- 1 入札説明会 実施しません。

- 2 現地説明会 実施ませんが、必ず現地確認は個別にお願いします。  
令和5年12月14日（木） 午後4時までの期間  
※必ず事前連絡をお願いします。
- 3 入札参加申込書の提出 令和5年12月11日（月） 午後4時まで  
（持参または郵送。郵送の場合、書留郵便に限る。）
- 4 入札書の提出（郵送のみ。書留郵便に限る。）  
令和5年12月21日（木） 午後4時00分まで  
※入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和5年12月22日開札 奈良県立奈良商工高等学校 樹木伐採撤去業務委託 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をしてください。
- 5 開札  
令和5年12月22日（金） 午前10時30分から  
（有効な最低価格の入札が複数有る場合、くじを実施します。）

## 第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所  
〒630-8031 奈良県奈良市柏木町248  
奈良県立奈良商工高等学校 事務長  
電話番号（直通）：0742-33-0293

## 第7 その他

- 1 入札執行回数 入札の回数は1回とします。
- 2 入札保証金  
入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。  
（第4の入札保証金免除申請書等を提出してください。）
- 2 入札の無効  
第3に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効または失格とします。
- 3 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - （1）役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

#### 5 その他

(1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。

(2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。